

**1. 省エネ基準適合判定を行う場合**

[羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例第2条第1号]

- ①【法第12条第1項、法第13条第2項（新規の判定）】
- ②【法第12条第2項、法第13条第3項（評価方法が違う場合・床面積の増加の場合の変更の判定）】

省エネ基準適合性判定手数料		
工場等のみのもの ※2	①、②	
	評価方法	
床面積の合計 ※1	モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満	21,600円	26,200円
300㎡以上 1,000㎡未満	30,400円	35,400円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	43,000円	49,100円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	108,400円	116,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	163,200円	171,600円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	202,800円	211,900円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	251,500円	262,100円
50,000㎡以上	349,700円	362,600円

省エネ基準適合性判定手数料		
その他のもの	①、②	
	評価方法	
床面積の合計 ※1	モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満	99,200円	259,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	126,300円	324,500円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	166,200円	418,900円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	269,000円	597,700円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	351,100円	736,200円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	421,900円	870,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	495,000円	992,600円
50,000㎡以上	641,100円	1,237,700円

※1「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

※2「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

③【法第12条第1項、法第13条第2項（認定向上計画に含まれる他の建築物の新規の判定）】

省エネ基準適合性判定手数料	
床面積の合計 ※1	③
1,000㎡未満	19,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	30,700円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円
50,000㎡以上	319,900円

※適合判定の評価方法と認定向上計画の評価方法が同じものに限る。 ※1 ①②と同様

④【法第12条第1項、法第13条第2項（認定向上計画に含まれる他の建築物の変更の判定）】

省エネ基準適合性判定手数料	
床面積の合計 ※1	④
300㎡未満	6,100円
300㎡以上 1,000㎡未満	10,100円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	16,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,400円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	73,100円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	92,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	114,900円
50,000㎡以上	160,600円

※適合判定の評価方法と認定向上計画の評価方法が同じものに限る。 ※1 ①②と同様

⑤【法第12条第2項、法第13条第3項（評価方法が同じ場合の変更の判定）】

⑥【規則第11条（軽微な変更の書面交付）】

省エネ基準適合性判定手数料		
工場等のみのもの ※2	⑤、⑥	
	評価方法	
床面積の合計 ※1	モデル建物法	モデル建物法以外
1,000㎡未満	15,800円	18,300円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	22,100円	25,100円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	54,800円	58,700円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	82,200円	86,400円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	102,000円	106,600円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	126,400円	131,700円
50,000㎡以上	175,400円	181,900円

省エネ基準適合性判定手数料		
その他のもの	⑤、⑥	
	評価方法	
床面積の合計 ※1	モデル建物法	モデル建物法以外
1,000 m <sup>2</sup> 未満	63,700 円	162,900 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	83,700 円	210,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	135,100 円	299,500 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	176,200 円	368,700 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	211,600 円	435,700 円
25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	248,100 円	496,900 円
50,000 m <sup>2</sup> 以上	321,100 円	619,500 円

※③、④のものを除く。 ※1 ⑤は①②と同様、⑥は書面交付を受ける建築物の床面積（非住宅に限る）の合計

※2 ①②と同様

## 2. 省エネ性能向上計画の認定を行う場合

[羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例 第2条第4号]

⑦【法第34条第1項（新規の認定）】 ⑧【法第36条第1項（評価方法が違う等の場合の変更の認定）】

省エネ性能向上計画認定手数料			
非住宅建築物	⑦、⑧		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300 m <sup>2</sup> 未満	11,000 円	99,200 円	259,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	19,000 円	126,300 円	324,500 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	30,700 円	166,200 円	418,900 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	91,600 円	269,000 円	597,700 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	144,900 円	351,100 円	736,200 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	182,900 円	421,900 円	870,100 円
25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	228,600 円	495,000 円	992,600 円
50,000 m <sup>2</sup> 以上	319,900 円	641,100 円	1,237,700 円

省エネ性能向上計画認定手数料		
一戸建ての住宅	⑦、⑧	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
200 m <sup>2</sup> 未満	5,600 円	39,100 円
200 m <sup>2</sup> 以上		43,700 円

省エネ性能向上計画認定手数料		
共同住宅、長屋等 (一戸建て以外の住宅)	⑦、⑧	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
300㎡未満	11,000円	78,700円
300㎡以上 2,000㎡未満	23,200円	131,200円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	51,400円	223,400円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	91,800円	320,100円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	147,700円	630,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	223,500円	1,114,700円
50,000㎡以上	339,400円	2,048,600円

※⑧において、床面積の増加の変更の認定の場合の認定手数料の算出の床面積

$$= (\text{当該増加に係る部分の床面積の合計}) + (\text{当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計} \times 1/2)$$

※複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額

※他の建築物に係る事項の記載がないものに限る。

[羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例 第2条第5号]

⑨【法第34条第1項（新規の認定）】

⑩【法第36条第1項（評価方法が違う等の場合の変更の認定）】

省エネ性能向上計画認定手数料
⑨、⑩
⑦、⑧の手数料を1の建物ごとに適用

⑪【法第36条第1項（評価方法が同じ場合の変更の認定）】

省エネ性能向上計画認定手数料
⑪
⑫の手数料を1の建物ごとに適用

※他の建築物に係る事項の記載があるものに限る。

⑫【法第36条第1項（評価方法が同じ場合の変更の認定）】

省エネ性能向上計画認定手数料			
非住宅建築物	⑫		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満	6,100円	50,200円	130,100円
300㎡以上 1,000㎡未満	10,100円	63,700円	162,900円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	16,000円	83,700円	210,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,400円	135,100円	299,500円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	73,100円	176,200円	368,700円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	92,100円	211,600円	435,700円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	114,900円	248,100円	496,900円
50,000㎡以上	160,600円	321,100円	619,500円

省エネ性能向上計画認定手数料		
一戸建ての住宅	⑫	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
200㎡未満	3,400円	20,200円
200㎡以上		22,500円

省エネ性能向上計画認定手数料		
共同住宅等	⑫	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
300㎡未満	6,100円	40,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	12,200円	66,200円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	26,300円	112,300円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	46,800円	160,800円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	74,600円	315,800円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	112,900円	558,400円
50,000㎡以上	171,300円	1,025,900円

※複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額  
 ※他の建築物に係る事項の記載がないものに限る。

⑬【法第35条第2項（申出に係る確認）】

⑭【法第36条第2項（申出に係る計画変更確認）】

申出に係る建築物確認手数料		
床面積の合計	⑬、⑭	
	磁気ディスク等	書類又は図書のみ
100㎡以下	31,000円	33,000円
100㎡越え 200㎡以下	42,000円	44,000円
200㎡越え 500㎡以下	58,000円	60,000円
500㎡越え 1,000㎡以下	85,000円	87,000円
1,000㎡越え 2,000㎡以下	114,000円	116,000円
2,000㎡越え 10,000㎡以下	273,000円	275,000円
10,000㎡越え 50,000㎡以下	468,000円	470,000円
50,000㎡超え	728,000円	730,000円

○ 同一棟として増築する場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表1備考1(2)】

= (増築部分の床面積) + (増築に係る既存部分の床面積 × 1/10) ※1、※2

○ 大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表1備考1(3)】

= (当該修繕等に係る床面積 × 1/2) + (当該修繕等に係る部分以外の床面積 × 1/10) ※1

○ 計画変更の確認申請手数料の算出の床面積【附表1備考1(4)】

= (当該計画を変更する部分の床面積) ※3 × 1/2

※1：平成12年6月1日以後の確認済証の交付を受けたもの場合は不要

※2：住宅(共同住宅等含)のEV増築で既存部分の1/20以下かつ50㎡以下で、  
既存部分の構造耐力上の危険性を増大させないものは不要

※3：羽曳野市建築基準法施行細則第56条を参照

⑮【法第35条第2項（申出に係る確認の内の構造計算適合性判定）】

⑯【法第36条第2項（申出に係る計画変更確認の内の構造計算適合性判定）】

申出に係る構造計算適合性判定手数料		
床面積の合計	⑮、⑯	
	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
200㎡以下	97,600円	128,900円
200㎡越え 500㎡以下	110,200円	154,000円
500㎡越え 1,000㎡以下	122,800円	179,100円
1,000㎡越え 2,000㎡以下	135,300円	204,300円
2,000㎡越え 10,000㎡以下	153,600円	244,100円
10,000㎡越え 50,000㎡以下	193,600円	324,200円
50,000㎡超え	327,400円	595,500円

○ 認定申請ごとに上記金額に3,300円を加えた額

○ 構造計算適合性判定に準じた審査に係る1の建築物ごとの床面積

○ 計画変更の構造計算適合性判定手数料の算出の床面積

= (増加する部分の床面積) + (一度構造計算適合性判定を行っている部分の床面積 × 1/2)

⑰【法第35条第2項（申出に係る確認の内の昇降機に係る部分）】

⑱【法第36条第2項（申出に係る計画変更確認の内の昇降機に係る部分）】

申出に係る昇降機確認手数料		磁気ディスク等	書類又は図書のみ
昇降機	⑰	19,000円	21,000円
昇降機の計画変更	⑱	11,000円	13,000円
小荷物専用昇降機	⑰	9,000円	11,000円
小荷物専用昇降機の計画変更	⑱	7,000円	9,000円

○1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額

⑲【規則第29条（評価方法が違う場合の軽微な変更の書面の交付）】

省エネ性能向上計画認定の軽微な変更の書面の交付手数料			
認定等に係る床面積の合計	⑲		
	評価方法		
	登録住宅性能評価機関 等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
1,000㎡未満	19,000円	126,300円	324,500円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	166,200円	418,900円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	269,000円	597,700円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	351,100円	736,200円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	421,900円	870,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	495,000円	992,600円
50,000㎡以上	319,900円	641,100円	1,237,700円

⑳【規則第29条（評価方法が同じ場合の軽微な変更の書面の交付）】

省エネ性能向上計画認定の軽微な変更の書面の交付手数料			
認定等に係る床面積の合計	⑳		
	評価方法		
	登録住宅性能評価機関 等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
1,000㎡未満	10,100円	63,700円	162,900円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	16,000円	83,700円	210,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,400円	135,100円	299,500円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	73,100円	176,200円	368,700円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	92,100円	211,600円	435,700円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	114,900円	248,100円	496,900円
50,000㎡以上	160,600円	321,100円	619,500円

### 3. 消費性能に係る表示の認定を行う場合

[羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例 第2条第12号]

#### ②【法第41条第1項（消費性能に係る表示の認定）】

消費性能に係る表示認定手数料			
非住宅建築物	②		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関 等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満	11,000円	99,200円	259,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	19,000円	126,300円	324,500円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	166,200円	418,900円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	269,000円	597,700円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	351,100円	736,200円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	421,900円	870,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	495,000円	992,600円
50,000㎡以上	319,900円	641,100円	1,237,700円

消費性能に係る表示認定手数料			
一戸建ての住宅	②		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関 等	その他	
		仕様基準	仕様基準以外
200㎡未満	5,600円	20,100円	39,100円
200㎡以上		21,600円	43,700円

消費性能に係る表示認定手数料			
共同住宅等	②		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関 等	その他	
		仕様基準	仕様基準以外
300㎡未満	11,000円	37,600円	78,700円
300㎡以上 2,000㎡未満	23,100円	65,000円	131,200円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	51,300円	117,500円	223,300円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	91,600円	177,600円	319,900円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	147,200円	326,000円	629,700円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	222,500円	551,300円	1,113,700円
50,000㎡以上	337,400円	966,800円	2,046,600円

※複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額



4. 省エネ性能向上計画の認定・消費性能に係る表示の認定を受けたことを証する

書面の交付を行う場合

[羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例 第2条第13号]

1通	2,000円
----	--------